使用済核燃料搬出を強行

さる7月7日，四国電力は，宇和海周辺の漁民や住民が，その中止を要求し続けている使用済核燃料の排出を，またもや強行した。

使用済燃料の積み込みは，いつもの通り，伊方原発の専用岸壁で，海上保安庁と機動隊の厳戒下で行われた，早朝から，伊方原発反対八西連絡協の住民と，愛媛地評・八幡浜地区労の代表ら，約２５名が，第１ゲート前でシュプレヒコールで抗議し，伊方原発の総務課長に下記の抗議文を手渡した。

専用輸送船は，夕方，瀬戸内から豊後水道を経て，フランスに向った。

抗　議　文

四国電力は，本日，原発２号炉の使用済核燃料棒４２９６本の搬出を強行した。

我々八西地域住民は，第１回の搬出より，これに強く反対し抗議してきた。言うまでもなく，核燃料を積んだ輸送船が，この瀬戸内海，豊後水道を通ることは，絶対に認めることができないからである。

我々は，これまで繰り返し，繰り返し，核燃料の海上輸送の危険性を指摘し，輸送の中止を要求してきた。核燃料の海上輸送は，ひとたび，輸送船の衝突，座礁などの事故が起きるや，天文学的な放射能が海中や空中に飛散し，海と周辺の汚染はとり返しのつかない悲惨な状態となるからである。

この我々の指摘は，既にモン・ルイ号の衝突による放射能漏れ事故によって，世界中にあまねく周知の事実となった。そして，この海上交通の超過密な瀬戸内海，豊後水道における，同様の事故の可能性は，更に高いことは誰にでもわかることである。

我々の指摘は，既に，全宇和海漁民においても，同様の懸念を持っており，四国電力，県に対して，輸送中止の要求が出されていることも周知のことである。

にもかかわらず，県民や沿岸住民・漁民の一致した要求を無視し，核燃料輸送を強行する行為は，最早，社会への犯罪行為以外の何物でもない。

我々は，即刻，核燃料の搬出・輸送を中止し，原発を伊方から撤去するよう，要求し，抗議する。

１９８７年７月７日

四国電力社長　佐藤忠義殿

伊方原発反対八西連絡協議会

代表　広野房一

会計報告（'87. 7/1～7/31）

収入	
会　費	１１０,０００
ニュース購読料	１４７,５９０
カンパ	１５,０００
コピー代金	２２,３００
計	２９４,８９０
支出	
ニュース印刷代	３１,０００
郵送料	９,３８０
振替手数料	１,７１０
資料費	３２,６００
事務用品費	２,４００
２号炉公判援助費	３０,０００
ゼロックス・リース料	１４,３００
ゼロックス・コピー料	１３,６７０
計	１３５,０６０
差引	１５９,８３０
積立金合計	１,３５０,１８９

伊方訴訟ニュース

第168号

1987年8月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満4−9−15 第一神明ビル
藤田法律事務所☎ 06−363−2112 口座大阪3−48780

伊方住民ら８ケ月ぶりに町長と会談

現実化した原発事故に誘置首長の対応を迫る

さる７月２９日，伊方原発反対八西連絡協議会の代表と，福田伊方町長との会談が，同町中央公民館で行われた。この会談は，昨年伊方原発と同型の玄海１号炉で，余熱除去ポンプ主軸が折れた事故をきっかけに，住民らが要求し続けていたものであり，８ケ月かかって，ようやく実現した。

八西協からは，「伊方原発を考える松山市民の会」の代表も含めて１０名が参加し，町側は町長以下６名が応対した。住民代表は，５項目の要求を中心に，町長の見解を正した。

いまだに原発事故に備えての避難訓練をやろうとしない理由を追及された町長は，「住民参加の訓練は，いたずらに混乱と動揺を招くだけ」と答えた。一方，原子力安全委員会が，チェルノブイリ事故後も防災計画を変更する必要がないと決定したことに対しては，「国が一元的に責任を取るよう立法化を要求し続ける」と，国への不満を表明した。

そのほか，国内，外で，たて続けに発生した蒸気発生器に関する二つの事故についての事実究明を求め，また，伊方２号炉での二つの重大な事故について，住民からの問いかけに全く応えようとしない原子力安全委員会や愛媛県への働きかけをすることも要求した。

ただ，２時間の会談では，とても満足のいく回答は得られず，代表らは要求項目をまとめた下記の「抗議及び要求書」を提出し，後日改めて，回答を得るための会談を設定するよう申し入れて，会談を終えた。

抗議及び要求書

我々，伊方町並びに八西地区住民は，本日，福田町長との会見を行ったが，まず初めに，我々が昨年１２月に行った会見要求に対して，今日まで実に８カ月にも亘って度重ねての会員要求に応じなかったことに強く抗議する。例え，いかなる事情があろうとも，わずかの時間の会見時間を，８カ月間に亘って一度もとれないということはありえない。町長が故意に会見を退りぞけていたことは否定できない事実である。

米国スリーマイル島原発事故，ソ連チェルノブイリ原発事故の発生以後，原発がひとたび大事故を起こせば，立地町内や県内ばかりでなく，被害は一つの国には留まらない恐るべき事態となる―ということは，我が国のみならず世界の誰にとっても共通の意識，考えとなった。従って原発立地の行政責任者は，

（以下６頁右に続く）

２号炉訴訟

原告準備書面

（１９８７年６月１９日提出）

（その２）

五、チェルノヴイリ原発事故で現実離れした本件安全審査が浮きぼりになった－死の宣告をされる原告及び周辺住民

今回のチェルノヴイリ原発事故で，原子炉から半径３０㎞範囲の住民１３５,０００人が避難し，半径３０㎞の範囲の土地は被害のために無人化したのである（甲２０号証の３）。チェルノヴイリ原発事故では，炉心のほとんどが溶融し，外界へ放出された放射性物質は６億キュリーに及んだことは前述のとおりである。

もし，本件伊方２号炉でチェルノヴイリ級の原子炉事故が起ったと考えるならば，想像を絶するほどの悲劇が再現されるものである。伊方はもちろん，日本の原発は敷地面積が狭く，周辺の人口密度が高く，人口密集地帯が原発に近いので，ひとたび大事故が発生した場合の被害や影響は，とうていソ連の比ではないのはわかりきったことである。

本件安全審査に用いられた「立地審査指針」では，原子炉周辺に設けるべき「非居住区域」の範囲をきめる「めやす線量」として，２５レムという値を採用している（被告準備書面（五））。しかし，本件伊方２号炉でチェルノヴイリ級の事故の発生を想定すれば，「非居住医域」は半径３０㎞の範囲をとらなければならない。その中には八幡浜市や大州市をはじめ三崎半島全域，その他の南予地域を大きく取り込まねばならない。「立地審査指針」どおり「非居住区域」をとるとすれば，これらの範囲には，約１７４,０００人の住民が住んではならないことを示している。

それなのに本件安全審査では，「…前記の非居住区域及び低人口地帯は，すべて本件原子炉敷地内に入ることとなり」（答弁書３１ｐ），最短距離で原子炉より６３０ｍの敷地内に納まると認定されている。本件安全審査の「想定事故」における「災害評価」がいかに現実離れをし，いかに「立地審査指針」の解釈が意図的にねじ曲げられているかは，ここにおいて決定的に明らかと言わなければならない。

「大事故の際にも，敷地外には何の災害も生じないと云ってみても，周辺住民は誰一人そんなことを信じない。原子炉事故による災害を正当に評価すれば，伊方での原子炉設置は不可能になる。それを，いかがわしい仮定と計算でごまかした本件安全審査」（訴状３０ｐ）と強く主張してきたところである。これでは事故が起きた場合には，原告及び周辺住民は，モルモットになることを強要され，死の宣告をされていると言わなければならないのである。

死の宣告を受ける，本件原子炉から半径30㎞範囲の人口及びその構成等をしるし，現実離れした本件安全審査の実態を見てみる。

（一）　これだけの住民が放射能被害をもろに受ける。

表１のように，この範囲に住居する住民の総数は，１７３,８２８人の多数にのぼるのである。

（二）　その中に，動かせない人，動けない人，動かしにくい人がこんなにいる。

表一　０より１０㎞

市町名	世帯数	人口数	四才未満	五才～九才	十才～一四才	七〇才以上
伊方	二,六四三	八,[illegible]六三	五〇七	五六八	九四四	八六九
保内	三八一八	一二,〇二二	七四六	八七二	一,〇〇九	一,三〇三
瀬戸	一四八六	三,七二六	一五七	一九九	二三七	六一五
小計	七,九四六	二三,九一一	一,四一〇	一,六三九	一,八九〇	二,七八七
八幡浜	一,七二一	四一,六〇〇	二,四七四	二,六三一	三,四二二	三,七二五
三崎	一,九六三	五,五三五	二四五	二五七	三七七	八五〇
三瓶	三,四五〇	一一,二八一	大四七	八四一	五四一	一,二七八
小計	一九,一三四	五八,四一六	三,三六六	三,七二九	四,三四〇	五,八五三
大洲	一二,一五五	三九,九一五	二,六九二	二,七七七	三,二九七	三,八七七
長浜	三,七[illegible]二	一一,七三四	六三四	大八五	八四〇	一,四六八
宇和	五,八[illegible]	一八,二五二	九五三	一,二二八	一,五一八	二,二七一
明浜	一,八七七	六,〇一四	二五八	三一九	四〇二	九二八
吉田	四,二三四	一五,五八六	八六六	一,〇四八	六,二三六	一,七六四
小計	二七,九〇二	九一,五〇一	五四〇三	六,〇五七	七,二九三	一〇,三〇八
合計	五四,六三二	一七三,八二八	一〇,一七九	一一,四二五	一三,五二三	一八,九四八

注）昭和六三年愛媛県統計年鑑より（昭和六〇年一〇月一日国勢調査）
（）場所により距離が不揃いであるが，市町ごとに一つの圏域とした（甲二〇号証ノ四）

一〇㎞より二〇㎞まで

二〇㎞より三〇㎞まで

表二

入院患者			自分では動けない人			保護及び介護を必要とする人		自分では遠くへいけない人
	一般	精神	寝たきりの人	重度身障者	幼児	老令者	年少者	中度身障者
〇より一〇㎞	二一九九	三,六〇	一二四	三一六	一四一〇	二七八七	三五二九	二四七
一〇㎞より二〇㎞		二五七	三三六	五七一	三三六六	五八五三	八〇六九	四三六
二〇㎞より三〇㎞	一四三四	二五七	三七二	二三一六	五四〇三	一〇,二〇八	一五三五〇	九五三
合計	二,六三三	六一七	八三二	二二一三	一〇,一七九	一八,九四〇	二四,九四八	一,六三六
	三,二五〇		一三,二二四			四三,八八八		一,六三六

注）入院患者数は，許可病床数とする
（二）老令者は五〇才以上とし，幼児は四才まで，年少者は五才より一四才までとした
（三）入院患者，自分では動けない人，保護及び介護を必要とする人の数は重復するものもある
（四）寝たきりの人は，六一年四月一日現在愛媛県の資料によるが，六月以下の人は合計出ない
（五）重度身障者及び中度身障者は五八年九月一日現在愛媛県の資料による
（六）入院患者，幼児，老令者，年少者は，六二年愛媛県統計年鑑による

（一）で示した住民はみな元気な人ばかりではなく，表２のように，３０㎞範囲の人口は１７３,８２８人であるが，その中には，６１,９９８人もの，動かすことのできない，動きたくても動けない人などがいることがわかる。

いつの災害の場合でも，こうした弱者が犠牲になることが多いといわれるが，そのうえ原発事故となると，パニック状態になることが十分予想され，さらに犠牲が増大することは必至である。

これに対し国や自治体の対策は，あるか，ないか知らないが，私たち住民には全く不明で，例えば１０㎞圏，２０㎞圏では救急車が５台，３０㎞圏を入れても１０台ぐらいではないかといわれているが，その他医療しかり，輸送手段しかり，受入施設しかりであって，これが対策は皆無であって，このままでは弱者を見殺しにする他はない。

（三）　住民の飲み水はどうなる。

本件伊方２号炉のある地域は，八幡浜市消防署の調査でも，６０年には年間1,６００ミリの降水量が記録されているように，比較的降水・降雨に恵まれている。

しかしながら，豊後水道や伊予灘に接する地域では，地形が急峻で平坦地が少なく，地下水として少々は貯えられるも，その大半が海に流失してしまうのである。

そこでここで暮してきた住民たちは，わづかな湧水を利用したり，谷川の表流水を簡単にろ過して使い，一部には雨水を屋下に貯めて使用していたほどである。その後，自治体の上水道や簡易上水道の施設もつくられこれを利用してきたが，断水によって飲料水に困ることもしばしばあるという状態である。

そこで国や地方自治体においては，甲２０号証ノ５のように，昭和６５年度を目標に，断水常襲地帯を解消するために，南予水道用水供給事業計画をつくり，宇和島，八幡浜，保内，伊方，瀬戸，三崎，三瓶，明浜，吉田，三間の二市八町，１７４,３３０人（人口数は昭和４４年当時）に給水するべく，着々と建設中である。

ところが，この水源となる野村ダムは，既に完成して機能しているが，この野村ダム及び背後にある集水区域は，東宇和郡野村町と宇和町に跨がる１６８㎢であるが，実はこの位置は，本件伊方２号炉より東南の方向１０数キロないし３０数キロのところにあり，さらに，１０㎞圏に浄水場及び揚水機場，２０㎞圏に調整池及び浄水場，３０㎞圏に浄水場，３０数キロの地点に宇和島浄水場が建設中あるいは完成しているのである。

ところで，チェルノヴイリ原発のように，本件伊方２号炉で事故が起きれば住民の飲み水はどうなるのか。国民の血税と，住民の負担する水道料でもってつくられた野村ダム及び背後の集水区域や調整地，浄水場に死の灰が降り注ぎ，汚染されて使用不能になってしまうのである。

そこで従来のように，谷川の表流水や伏流水，地下水等を利用するとしても，放射能の性質上，これらの水源も汚染され，使用不能になることはまちがいない。

又，大州市，長浜町，宇和町など南予用水事業に関係のない肱川流域についても同じことがいえる。まだ少し先のことになるであろうが，松山市民の水源にしようと計画している河辺ダムについても，距離は少々離れているが，被害は大同小異ではないかと考える。

表三

市町名	農家総数	農業人口	田	畑	樹園地	総面積	養蚕農家戸数
0～10㎞							
瀬戸	七一六	二一九八	〇	七六	三七一	四四七	
伊方	一〇二七	四一九二	五	一五	八二一	八四一	
保内	八七〇	三五八四	一二	九	八三一	八五二	
10～20㎞							
三崎	一〇〇一	三三一六	〇	一九	七八二	八〇一	
三瓶	九二〇	三七七〇	三一	二四	五四八	六〇三	
八幡浜	二五〇〇	一〇六九七	五七	六七	二〇二七	二一五一	
20～30㎞							
大洲	三六五三	一五〇六〇	九九九	六〇〇	九二八	二五二八	二〇五
長浜	一三〇八	四九四六	五六二	九四	一五九	八一五	三二
宇和	二二三四	八六八四	一四〇五	一四六	二二四	一七七五	一三一
明浜	七一二	二八六三	〇	一〇	五五一	五六一	
吉田	一六一三	八〇四二	六七	四一	二三一〇	二四一七	
合計	一六五五四戸	六七三五二人	三一三八町	二一〇一町	九五五二町	一三七九一町	三六七戸

昭和六二年当時

表四　家畜に関する統計　昭和六年二月一日現在

市町名 / 畜種	乳牛 戸数	乳牛 頭数	肉牛	豚	にわとり	ブロイラー	うさぎ	みつばち
0～10㎞								
瀬戸								
伊方				12				
保内	3	15			1	90		2
10～20㎞								
三崎								
三瓶		9	223	42	11	913	4	216	4
八幡浜	5	48	12	286	39	8,960	14	2	18	1,000
20～30㎞								
大洲	120	1430	146	1970	65	52,100	297	605	6	419	2	33
長浜	24	326	9	66	1		88				4	4
宇和	18	757	104	1070	27	6480	19	1286			5	270
明浜			8	198	6	962	5				2	
吉田	1										50	1,260
合計	(171)	2570	(297)	3920	(194)	97432	(474)	(3872)	(12)	675	(87)	1,727	(1,195)

昭和六二年当時　中田西部農協調査　松山市水道局調査　愛媛県水道課調査

こうしてみると，本件伊方２号炉の事故により，３０㎞以内，以外の地域にかかわらず，飲料水が不足するどころではなく，全然使えなくなってしまうのである。又，人間だけでなく家畜の被害も同じである。

（四） 農作物や家畜が壊滅的打撃を受ける（甲２０号証ノ６）。

（一）の表１で示しているように，３０㎞以内だけでも，１７３,８２８人もの住民が暮しているのである。しかもこの住民の先祖たちは，本件伊方２号炉がつくられた，千数百年も前からこの土地を耕し，生活を営んできたのである。このことは，先人たちの血のにじむような努力にもよるが，この土地が地形こそ悪いが，地味も肥沃で，気候も温暖，しかも雨量も適当にあるというように自然条件に恵まれていたからである。

だから，この狭い地域に，１０数万人もの人間がちゃんと暮らしをたててこられたのである。

次の表３，表４で示しているように，３０㎞以内の地域における家畜を含む農業の経営の概況は，左記のようになっている。

表３のように，農家総数，１６,５５４戸，農業人口，６７,３５２人のものが，１３,７９１町歩の田畑を耕し，さらに，表４のように，1,１９５の畜産農家のものが，１０余万頭の家畜を飼養し，その他に，３６７戸が養蚕に精出して暮らしをたてているのである。

更に３０㎞圏内に隣接する野村町などでは，畜産や養蚕の飼育が盛んであるが，本件伊方２号炉に事故が起これば，当地域の主要作物である果樹，野菜，米などは廃棄処分にする他なく，桑畑にも牧草にも，先に述べたように用水にも，死の灰が降り注ぐので，農作物も家畜も壊滅的な打撃をうけることは必定である。（以下次号）

（１頁より続く）

原発賛成であるかいなかを問わず，原発に対する安全性への対応，配慮にいかにつくしているか―という点については，いつ，いかなる時でも，その内容と現状を明らかにしなければならないことは言をまたない。

その上に，周知のごとく，伊方町議会は，先の５月議会で，原子力安全特別委員会の設置をとり止め現在に至っている。報道によれば，設置しない理由は「原発反対派対策の必要がなくなった」ということや「これから原発で事故が起きるとすれば，放射能もれの事故だ。そうなると特別委員会ではとても対応できない。その際は議会全体であたる」というものである。原発を誘致，建設する時は「俺が俺が」と先を争って四国電力のお先棒をかつぎ回りながら，いざ大事故の危険性が現実のものとなって迫ってくるや，「わしらは知らん，手におえん，他のやつがやれ」と，住民への安全配慮に対する責任を投げ拾てる本町の議員の無責任，無節操な姿勢には，あきれて物も言えないほどの情けなさと，恐ろしさで一杯である。しかし，この議会の無責任な対応によって，町長の原発の安全性に対する責任は更に重くなっているのであり，責任逃れは決して許されるものではない。

にもかかわらず，住民の求める会見要求を８カ月間にも亘って拒否し続けたことは，自ら求めて就任した行政責任者としての責務と義務，更に町民への公約を果たさず，投げ拾てていることに他ならない。今後は，自ら求めた職務と公約を忠実に守り履行することを要求し，これまでの住民無視の姿勢に強く抗議する。

我々は，本日，町長に問いただし，要求したことについて，回答のあったもの，なかったものにかかわらず，再度，明解な回答をここに要求する。誠実にかつ詳細に回答されたい。

一、 町長は，伊方町及び周辺地域の住民総べてが参加する避難訓練を実施する考えはないと繰り返し表明しているが，その正当な理由を示せ。

二、 原子力安全委員会は，チェルノブイリ原発事故にもかかわらず，先に策定した防災計画・避難区域等の見直しは必要ないと発表した。しかし，福田町長ら原発立地市町村長は，先に政府に対して，防災対策等の再検討を要請している。この立地町の疑問と不安に対して，一切答えることなく“門前払い”とした同委員会の結論をどう考えるか。また，同委員会に対し，今回の結論を撤回し，再度，立地町村及び国民の納得する検討を行うよう要求，要請せよ。

三、 去る７月１１日，関西電力高浜原発１号機で発生した冷却水ポンプの異常振動事故は，蒸気発生器内の部品の一部が脱落し，回転翼に巻き込まれたものと判明。更に部品が原子炉内に入り込み，核燃料棒を破損している可能性も高くなり，全燃料を取り出して調査することとなった。まさに鳥肌の立つ恐るべき事態である。

ところで，同原発は伊方原発と同型であり，同種の事故の発生も予想される。そうなれば炉心内が損傷されると大事故，放射能の外部流出といった事態も招きかねない。そこで，高浜で発生した脱落部品の同じものが伊方原発にもあるのか，どうかについて明らかにせよ。また取りつけられているならば，同種の事故を未然に防ぐために，ただちに，その健全性を確認する検査を行え。

四、 右事故の４日後に，今度は米国バージニア州のノースアンナ原発１号機で，放射能漏出事故が発生した。また，その原因は，蒸気発生器内の細管が壊れ，更に，炉心内の圧力が急激に下ったため，緊急に炉心内に冷却水を送りこんで，かろうじて炉心溶融・爆発に至らなかったものであることがわかった。世界は，第二のチェルノブイリ事故どころか，それをケタ違いに上回る，人類破滅の渕にあったのである。

この１号機も，伊方原発と同型の加圧水型原発である。同原発で使用している蒸気発生器は，伊方原発のものと同じものであるのか，ないのか。メーカー，及び構造を示して明らかにせよ。

五， 我々は去る２月に，原子力安全委員会と県に対し，伊方２号機で発生した核燃料棒集合体固定金具折損事故とタービン動翼破損事故を含めた，原発事故の原因と再発防止の対策について公開質問状を提出した。しかし，両者とも，現在に至るまで，一切回答を行っていない。しかし質問内容は，原発に対する立場とは関係なく，原発立地地域の総べての住民にとって，当然にも知るべき内容のものばかりである。我々は，町長が，この質問状に対して，原子力安全委員会と県が，誠実かつただちに回答するよう要請することを，強く求める。

以上要求する。

１９８７年７月２９日

伊方町長　福田直吉殿

伊方原発反対八西連絡協議会

会長　広野房一